

## 平成24年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成24年7月26日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 滝澤 福一 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君  
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君  
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第23号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第4 議案第24号 新郷土資料館運営検討委員会設置要綱

日程第 5	議案第 2 5 号	瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱の全部を改正する告示
日程第 6	議案第 2 6 号	平成 2 5 年度使用小学校特別支援学級教科用図書採択について
日程第 7	議案第 2 7 号	平成 2 5 年度使用中学校特別支援学級教科用図書採択について
日程第 8	報告事項 1	瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第 9	報告事項 2	瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について

開会 午前 9 時 0 0 分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 4 年瑞穂町教育委員会第 7 回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第 1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により委員長において、2 番滝澤委員を指名いたします。

森田委員長 日程第 2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第 3，議案第 2 3 号，瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第23号，瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について，提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施する，瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について，教育委員会において審議する必要があるため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき，本案を提出するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

教育部長 説明します。平成24年度，瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成23年度対象事業分）案を説明します。当事業につきましては，平成21年度から毎年実施しており，今年度は第4回目ということになります。

3枚おめくりください。1ページになります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について，「1 目的」ですが，（1）瑞穂町教育委員会は，毎年，施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い，教育委員会の課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより，効果的な教育行政の推進を図ります。（2）点検及び評価の結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，広く町民に公表することにより，町民への説明責任を果たし，教育行政への理解を図ります。

「2 点検及び評価の対象」ですが，平成23年度の事務事業になります。

「3 点検及び評価の実施方法」ですが，点検及び評価は，前年度の事務事業の進ちょく状況を総括するとともに，課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして，毎年度1回実施します。「点検」では，教育委員会事務局各課・館は，実施した事務事業の取り組み状況について点検及び評価し，別表の基準に基づき記載します。

「評価」では，教育委員会事務局の部長及び課長級職員は，点検・評価の結果を踏まえ，課題を検討するとと

もに、今後の取り組みの方向性を示します。教育に関する有識者の知見の活用では、点検・評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴くものとします。今年度は、前年度と同様、東京女子体育大学教授、田中洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店長、石川則之氏にお願いしています。有識者の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

「4 町議会への報告」ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

「5 公表」ですが、記載の4つの方法で町民に公表します。

「6 点検及び評価結果の活用」ですが、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策及び事業等の改善・充実に活用します。

次に点検の基準ですが、Aは「目標を上回って達成できた」、Bは「目標をほぼ達成できた」、Cは「目標を半分で達成できた」、Dは「目標を達成できなかった」の4段階としました。

次に10ページをご覧ください。点検・評価結果についてですが、Aの評価の事業数が13、Bの評価の事業数が148、Cの評価の事業数が2、Dの評価の事業数が0、合計163事業です。課別の内訳並びに方針別内訳については、記載のとおりです。

次に11ページをご覧ください。事務事業の点検・評価の見方についての説明です。12ページから89ページは、基本方針1～4までの施策別点検・評価と方針ごとの課題及び今後の方向性を記載しています。

次に90、91ページをご覧ください。こちらの2ページが、田中洋一氏と石川則之氏からの意見になります。意見の内容ですが、平成23年度に実施された事務事業は、全体を通して適切に実施されており、満足できる状況と判断した、という意見であります。

個別の事業等では、6項目の意見が記載されています。全体を通じた共通事項では、今回より変更した評価基準は従前に比べわかりやすくなったが、より一層「開かれた教育委員会」「信頼される教育委員会」を目指し、点

検及び評価の透明性を確保し、誰が見てもわかるシステムとなるように引き続き取り組んでいくことが重要であるということ。最後に、今後は財政状況が厳しくなるので、常に事務事業を精査し、効率的かつ効果的な施策を展開していただきたい。という意見でした。92ページ以降は、瑞穂町教育委員会の平成23年度の活動状況等でございます。

以上で説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員 「はじめに」の記載ですが、「昨年度までの記載内容から一部変更し、内容を充実させ」とありますが、昨年度にいろいろと議論したことを受けて変更しているのです。また、有識者からも評価を得ているので、変更した点をもう少し強調しても良いと思います。また、2ページにおいて、基準を本年度から変更した、という記載を追加していただければと思います。

教育課長 委員の指摘どおり変更したいと思います。

戸田委員 13ページの「自殺防止研修会の実施」ですが、大津市のいじめ問題が取りざたされています。町の組織的体制は、各校どうなっているのでしょうか。

指導課長 各校において校内研修をしています。全ての子どもに対して、チェックリストを教員が実施しています。生活指導部を中心として、困っていることがないかなど、組織的に取り組んでいます。

戸田委員 アンケートの頻度はどの程度でしょうか。

指導課長 いじめのアンケートは、学期に1回実施し、年3回実施します。自殺防止に関するアンケートは年1回になります。

滝澤委員 評価についてですが、達成度を数値で表すのはどうでしょうか。学校においては達成度が50%ではだめとなります。評価基準は全国的に統一されているのでしょうか。

- 教育課長 評価基準は統一されていません。各教育委員会に任されている状況です。今回から基準を3段階から4段階に変更しました。よりわかりやすくなるように今後検討していきます。
- 清水委員 資料が膨大ですので、方針ごとに審議するのはどうでしょうか。
- 森田委員長 ただいま、清水委員より提案がありました。資料も多いので提案どおり進めたいと思います。それでは、方針1から審議します。
- 森田委員長 1点お伺いします。大津市のいじめ問題もあり、今、教育委員会に対する注目度が高まっています。17ページの「ふれあい月間の推進」と「いじめ問題への対応」がA評価となっています。町民や議会に対して、A評価の理由をきちんと説明できるのでしょうか。
- 指導課長 件数は学校が認知した件数です。中学校においては半減しました。また、解消率についても注目し、高い数値となっています。年3回のいじめ調査や教員による面談を行っています。
- 森田委員長 A評価とするならば対応をしっかりとお願いします。また、評価をするなら数値目標が必要と思います。数値を出すのは難しいと思いますが、件数等出せば良いと思います。今回はこのままで良いと思いますが、もうちょっと工夫をしてもらいたい。次回に期待します。
- 戸田委員 15ページの「子どもリーダー講習会」において、地区青少年協議会の詳しい説明をお願いします。
- 社会教育課長 地区青少年協議会は、青少年問題協議会の町内各地区での協議会です。行政連絡委員、保護司、民生・児童委員、青少年委員、スポーツ推進委員などの関係機関の委員で組織しています。
- 戸田委員 若干参加者数が増えたようですが、児童数からしてももっと増えても良いのではないのでしょうか。提案としてですが、土日のサッカーや野球等と連携して、子ども会の活性化を目指していただければと思います。
- 森田委員長 方針1についての質疑はよろしいでしょうか。それでは、方針2の審議に移ります。
- 清水委員 24ページの「授業改善推進プランの作成」ですが、具体的な冊子はできているのでしょうか。

- 指導課長 町や国の学力調査の結果を分析し、校長が学力向上計画を作成します。これを基に教科ごとに冊子で作成しています。
- 清水委員 授業改善推進プランは学校訪問前にいただけるのでしょうか。
- 指導課長 可能です。ただし、前年度のプランになります。当該年度分は8月に作成します。
- 清水委員 作成が年中行事化してしまうと困ります。去年の訪問時に言ったことを実施しているか確認・評価ができるようになります。
- 滝澤委員 町として授業改善において、教科指導の質を高める組織作りや方策はあるのでしょうか。初任者研修を町独自で行うとのことですが、意識的に指導していくことが必要と思います。
- 指導課長 学力向上を図るため、実態の把握をして学力向上計画を作成しています。また、教育アドバイザーは若手を中心に指導しています。小中学校の連携を推進するとともに、家庭教育の冊子を就学前の子どもがいる保護者に配付し周知しています。
- 滝澤委員 学校、教育委員会、家庭の連携は重要です。そして、学力向上のため、授業にポイントを絞った指導をしても良いかと思います。
- 森田委員長 今の意見を反映していただければと思います。
- 戸田委員 教育支援補助員、特別支援学級介助員、家庭と子供の支援員、特別支援教育コーディネーター、巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割とどの程度の頻度で活動されているのでしょうか。
- 指導課長 教育支援補助員は特別な支援が必要な児童・生徒に対して通常学級で個別につきます。特別支援学級介助員は特別支援学級につきます。子供と家庭の支援員は東京都の不登校対策事業で、家庭への支援が必要な場合や保護者の相談を受けます。四小と二中に配置しています。特別支援教育コーディネーターは校長が指名して特別支援教育の推進をしています。巡回相談員は臨床心理士の有資格者で教育相談員があたっています。スクールカウ

セラーは東京都から週1回派遣されます。スクールソーシャルワーカーは学校の諸問題に対する支援や相談を受け、問題行動等に対して組織的な推進体制の構築にあたっています。

戸田委員 巡回相談員は各校に何回行っているのでしょうか。

指導課長 各校週2回行っています。

森田委員長 29ページの「学習サポーターの配置」ですが、A評価となっていますが、記載内容に矛盾があるように思われます。中学校への配置をやめて、その分を小学校に配置するということですが、なぜ中学校をやめて小学校に配置するのでしょうか。小学校がだめだからなのでしょうか。そうするとA評価の理由が見えてきません。

指導課長 中学校に配置するよりも、より初期の段階で多く配置した方が学力向上につながると考えています。

森田委員長 方針3に移ります。

清水委員 60ページの「教育内容の充実に向けた地域人材の活用」ですが、具体的な活動はどのようなもののでしょうか。

指導課長 一小ではだるまづくり、五小では茶もみを実施しました。

滝澤委員 登下校時の安全が注目されていますが、町では注意喚起の放送をしています。登下校時の安全には地域の協力が必要です。学校110番のステッカーがありますが、ずっとそのままになっています。状況がいろいろと変わりますので、学校110番が機能していないかもしれないので、現状把握が必要かもしれません。

社会教育課長 当初、社会教育課でPTAに依頼していました。登録や更新が行われていない状況です。再度検討します。

森田委員長 学校の信頼性についてメディアが取り上げています。第三者評価の実施が重要となってきます。いじめの部分と同様に評価がどうなっているのかが重要になります。学校評価関連でA評価があっても良かったと思います。

森田委員長 方針4に移ります。

清水委員 69ページの「家庭教育研修会の実施」がC評価ですが、具体的な説明をお願いします。

指導課長 保護者対象の研修会の開催を計画していましたが、単独のPTAでの実施に向けて予算化していましたが、7



校中3校での実施となりました。全校実施を進めましたが至っていません。家庭教育は重要なものと捉えています。

清水委員 教育基本計画に地域・家庭・学校の連携が記載されています。3者の連携は重要です。報道では学校批判に集中しています。計画に則った研修を進め、家庭の役割の研修会の実施を考えていく必要があります。

指導課長 家庭教育は重要です。冊子を作成していますが、今年度改定する計画です。いじめの発見や相談窓口について全家庭に配付します。家庭の役割をいかに果たしてもらうかを考えています。

戸田委員 2点お伺いします。1点目、67ページの「人材活用システムの運営」についてですが、人材リストや出前講座はあまり知られていないのではないのでしょうか。いろいろな団体に配付をしているのでしょうか。PRはどのようになっているのでしょうか。2点目、71ページの「瑞穂町子ども会連合会への支援」ですが、休止する子ども会が増えてきていると聞いています。また、子どもも減ってきています。加入者数を増やす手立てとしてどのように考えているのでしょうか。地域のクラブ活動の協力や学校を挙げての取り組みなどについて、方向性に記載をしても良いのではないのでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、広報等を活用しています。実績としましては、若干増えつつあります。更なる周知を進めます。また、町内会や地域振興課とも連携して進めていきます。2点目につきましては、スポーツ関係には、子どもは良く集まります。また、子ども会に関しましては、役員離れなど少なからず保護者の問題もあります。連合会の中で組織的な支援等を検討していきます。なお、復活した子ども会もあり、地域の方々が役員を買って出ています。今後もいろいろと推進していきます。

滝澤委員 子ども会の在り方について、社会教育委員の会議で検討しました。三小においては、育成会長を入学式や卒業式に来賓として招待し紹介しています。このように学校と連携しています。子どもが少なくなってきたり運営も厳しい状況となっています。6年生がいなかったり少ないという問題もあります。

森田委員長 町内会の加入率にも関連があると思われます。どうしたら加入率をあげられるか一体となってやらないといけないと思います。子ども会は異年齢の集団です。いじめ問題に関しても大事な組織です。

戸田委員 72ページの「第27回青少年の主張意見発表会」ですが、大ホールにしては来場者数が少ないと思います。強制的にまでとはいかなくても、もっと広く呼びかけが必要かと思われます。特別支援学級の子どもの発表があっても良いかなと思います。

社会教育課長 より多くの方に聞いていただきたいと考えています。更なる周知を図ります。特別支援学級の子どもにつきましては、学校推薦枠がありますので可能かと思われます。

教育部長 学校への働きかけは文書だけではなく、直接校長にお願いしています。

清水委員 有識者の評価ですが、事前に資料を送付し、こちらに来てもらって説明し評価しているのでしょうか。

教育課長 案として資料を事前に送付し、こちらに来ていただき管理職による説明会をしています。そこで有識者から意見をいただいたり、修正したりしています。具体例としましては、東日本大震災関係で実施できなかった事業を当初はD評価としていましたが、今回の場合は対象外とすると良いのでは、との意見をいただき、評価対象外としています。

清水委員 有識者の方は近隣の市町村も2名なのでしょうか。

教育課長 委員のおっしゃるとおりです。

森田委員長 今回の点検・評価が出るタイミングは、いじめ関連から報道や町民に非常に注目される状況である。概要版を出すと思いますが、人権や学校評価についてわかりやすく伝えてもらいたい。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第23号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませ

んでしょうか。

各委員

異議なし。

森田委員長

ご異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。  
ここで10分間の休憩とします。

(10分間の休憩)

森田委員長

日程第4、議案第24号、新郷土資料館運営検討委員会設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長

議案第24号、新郷土資料館運営検討委員会設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町新郷土資料館の整備に伴い、資料館開館後の運営及び事業に関することを検討するため、要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものです。この告示の施行後更新する際に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず資料館の開館日までとするものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長

説明します。第1条は、要綱の設置について定めるものです。第2条は、所掌事務について定めるものです。第3条は、組織について定めるもので委員の構成となっています。第4条は、任期について定めるものです。第5条は、報酬について定めるもので無償となります。第6条は、委員長及び副委員長について定めるものです。第7条は、会議について定めるものです。第8条は、関係者の出席について定めるものです。第9条は、庶務について定めるものです。第10条は、委任について定めるものです。

附則といたしまして、この告示は告示の日から施行するものとし、この告示の施行後更新する際に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず資料館の開館日までとするものです。

以上、説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 委員の任期が開館日までとなっていますが、建設にあたっての組織となるのでしょうか。開館後については、別組織を設置するのでしょうか。

図書館長 建設に当たっては、整備検討委員会を設置しています。今回の委員会は会館後の運営及び事業について検討していきます。開館後は運営協議会を立ち上げ、継続して協議していきます。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第24号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第25号、瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱の全部を改正する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第25号、瑞穂町図書館利用者用インターネット端末利用要綱の全部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町地域図書室においてインターネット端末を町民等の利用に供するため、要綱を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この告示は、平成24年8月1日から施行するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長

説明します。第1条は、要綱の目的について定めるもので、地域図書室の文言を加えました。第2条は、利用対象について定めるものです。第3条は、利用時間について定めるもので、現在、本館の要綱を準用して設置している長岡コミュニティセンター図書室を加えました。第4条は、利用料金について定めるものです。第5条は、利用の申し込み及び利用回数と時間について定めるものです。第6条は、端末の管理について定めるものです。第7条は、禁止事項について定めるものです。第8条は、利用の中止及び禁止について定めるものです。第9条は、利用の一時停止について定めるものです。第10条は、利用者の責任について定めるものです。第11条は、委任について定めるものです。

附則といたしまして、この告示は平成24年8月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑には入りません。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第25号に対する討論を行います。

各委員

討論なし。

森田委員長

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第25号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

森田委員長

ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、議案第26号、平成25年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第26号，平成25年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について，提案理由のご説明を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき，平成25年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため，本案を提出するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

指導課長 説明します。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は 教科用図書の採択について，種目ごとに1種の教科用図書の選定をすることとしている規定です。

また，学校教育法附則第9条につきましては，高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては，文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

平成25年度の小学校特別支援学級教科用図書は，別紙一覧表のとおりでございます。これらの図書につきましては，学校ごとに選ぶことができるため，特別支援学級設置校である第一小学校長より，採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上で説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 一小的校長から提出されたということですが，選定に当たるメンバーを教えてください。

指導課長 選定委員は，校長，副校長，特別支援学級担任になります。子どもの実態を考慮して選択しています。学校としての決定は管理職が行っています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。これより議案第26号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第26号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第7、議案第27号、平成25年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第27号、平成25年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由のご説明を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成25年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明します。特別支援学級教科用図書の採択の概要については、先ほどの小学校特別支援学級教科用図書の時に説明しましたので、省略させていただきます。

平成25年度の中学校特別支援学級教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長より、採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上で説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 選定方法は小学校と同じでしょうか。

指導課長 その通りです。特別支援学級のある瑞穂中学校にて選定します。

戸田委員 教科書として個人が所有することになると思いますが、昨年と同じ教科書もあります。同じものを所有するというのでよいのでしょうか。

指導課長 なるべく異なる教科書という考えもありますが、担当教員が同じ教科書を使用したいということもありますので、2冊になってしまうこともあります。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第27号に対する討論を行います。  
各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第8、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、ご報告申し上げます。

瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明します。新旧対照表をご覧ください。第2条第2号において、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録され」を削除します。これは、外国人登録法が廃止されたことによります。次に、別表1及び別表2を改正します。平成24年度に国等が所得基準及び補助限度額を改定したことに伴う改正です。平成24年度から年少控除を廃止したことによるものです。



附則としまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用するものです。ただし、第2条第2号の改定規定は、平成24年7月9日から施行するものです。経過措置としまして、この告示の施行の際、改正前の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条第2号に規定する外国人登録原票に登録されている者は、改正後の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条第2号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなすものです。

以上で説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 要綱の改正により、該当者が増えるのでしょうか。

教育課長 改正により所得基準を上げることとなります。ただし、年少控除につきましては、人それぞれとなりますので、該当しなくなる人もいます。

森田委員長 ほかにご質問もないようですので、終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて、日程第9、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、ご報告申し上げます。

瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明します。新旧対照表をご覧ください。第2条第2号において、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録され」を削除します。これは、外国人登録法が廃止されたことによります。次に同条第10号を記載のとおり改めます。次に第11号及び第12号を追加します。次に別表2を改正しま

す。所得の基準を改正します。年少控除の廃止に伴うものです。

附則としまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用するものです。ただし、第2条第3号の改定規定は、平成24年7月9日から施行するものです。経過措置としまして、この告示の施行の際、改正前の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱第2条第3号に規定する外国人登録原票に登録されている者は、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱第2条第3号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなすものです。

以上で説明とします。

森田委員長　ご質問もないようですので、終結いたします。報告事項2を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成24年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。長時間にわたりご苦労様でした。

閉会　午前10時45分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員